

蔵王町

農業委員会だより



農地を守り活かせ
農業委員会

蔵王町農業委員会事務局
☎0224-33-3003



きらり☆農業委員

蔵王連峰を一望できる高台に広がる約4万株のカモミール畑。毎年5月下旬から6月初旬にかけて見頃であり、ハーブ好きの方に大人気の絶景スポットです。

このカモミール畑を耕作しているのは、町で農業委員として活躍し、通算3期目を迎える平間拓也さん(45歳)。

「農業を応援したい。農民のために農地をいかにして守るか。」との気持ちから、農業委員となったと話します。

拓也さんは、大学卒業後に実家の農場にて就農し、2011年からハーブ苗を販売する「株ざおうハーブ」を運営しています。農場では、苗やハーブティーの販売のほか、各種ハーブの摘み取り体験ができます。

「気軽に畑に遊びに来てもらいたい。お客さんと直接ふれあい、ハーブを通してお客さんの生活を豊かにしたい。」とハーブまつりや料理体験など様々なイベントを開催しています。

「ハーブ好きのお客様と、ハーブについて一緒に話をすることが楽しみ」と拓也さん。

今後は、自身のハーブ農場を多機能化し、より多くの方々にもっと身近にハーブに親しみをもってもらいたい、また、農業委員活動を通して、自身の持っているつながりを活かし、農業へ興味のある方の新規参入のきっかけになれば嬉しいと笑顔で話す拓也さんでした。

内容

今回の 農業委員会 だより

- 表紙:きらり☆農業委員 1P
- 「地域計画」が策定されました／農地の貸し借りの仕組みが変わります
／農地転用について 2P・3P
- 令和7年度蔵王町農業作業料金・労働賃金の標準 4P
- 令和6年度農地の賃借料情報 5P
- 活動紹介 6P

「地域計画」が策定されました

「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月に一部改正され、「地域計画」を策定することが定められました。

地域農業の将来のあり方が示された従来の「人・農地プラン」に目標地図（農地一筆ごとに今後利用する農業者を示した地図）が追加されるイメージです。

「地域計画」とは、地域での話し合いをもとに目指すべき将来の農業の在り方と農地利用の姿を明確にした計画です。

高齢化や人口減少により今後、さらなる農業者の減少や遊休農地の拡大が懸念される中で地域農業を維持するために、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのかという地域農業の将来の在り方について、地域のみなさんで話し合い、作り上げていくものになります。

町では、円田地区・宮地区・遠刈田地区の3地区において、令和7年3月27日に策定されました。（※）

「地域計画」の策定は、地域の農業を維持し、発展していくためのスタート地点です。策定した計画を実行し、評価し、改善し、再計画し、そしてまた実行、という手順を継続していく必要があります。

今後もより良い地域農業の将来について、みなさんで一緒に考えていきましょう。

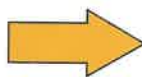
※町の「地域計画」の詳細については町HPを参照してください。



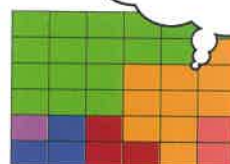
意見交換会の様子



それぞれの農地が
バラバラに混在 ...



農業者ごとにまとめて
使いやすく！



令和7年4月から農地の貸し借りの仕組みが変わります

「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月に一部改正されたことに伴って、農用地利用集積計画に基づく2者間による「利用権設定」の手続きが廃止されます。

令和7年4月からの農地の貸借は、「農地中間管理機構」が仲介する方式に一本化されました。

なお、すでに「利用権設定」されている契約については、設定した期間満了日までは有効となります。

例) 令和6年3月から10年間で設定した場合 ⇒ 令和16年2月末まで有効となります。

令和7年3月まで

- ①農地中間管理
機構による貸借
- ②利用権設定
による貸借
- ③農地法3条
による貸借

農地所有者（出し手）

農地中間管理機構

担い手（受け手）

令和7年4月以降

- ①農地中間管理
機構による貸借
- ②農地法3条
による貸借

農地所有者（出し手）

農地中間管理機構

担い手（受け手）

※農地中間管理機構による貸借の申請から許可までの期間は、2～3か月要します。

【令和7年4月以降の農地の貸借方法について】

	①農地中間管理事業による貸借	②農地法3条による貸借
対 象 者	地域の農業を担う者	農地法第3条の許可要件を満たした者
仕 組 み	出し手⇄中間管理機構⇄受け手	出し手⇄受け手
賃貸借期間	原則10年以上	特に制限なし
賃 借 料	金納のみ	物納または金納
手 数 料	賃借料の1%	なし
賃貸借期間満了時の取扱	期間満了と同時に賃貸借終了	更新しない旨の通知（合意解約）をしなければ自動更新
必要書類	・貸付/借受希望申出書 ・促進計画（各筆明細等） ・口座振込/振替依頼書 ※押印必要（印鑑は認印） - ほか中間管理機構が必要と認める書類	・申請書（3部） ・全部事項証明書 - ほか農業委員会が必要と認める書類

【農地中間管理事業を利用するメリット】

1. 貸し手のメリット

- ・賃料は機構から確実に振り込まれます。
- ・貸した農地は、契約期間終了後、確実に戻ります。
- ・機構に貸し付けた農地について税制優遇が受けられます。

2. 借り手のメリット

- ・農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- ・借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括払いで済みます。



※詳しくは、農地中間管理機構のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html#gaiyo>

農地転用には農業委員会の許可が必要です

Q 農地転用するって何？

A 農地を転用するとは、農地を農地以外のものにすることで、農地に区画形質の変更を加え、住宅や工場等の敷地、資材置場、駐車場、太陽光発電施設、道路、水路、山林などに転換することをいいます。

また、一時的に資材置き場や駐車場などとして利用する場合も転用になります。

現況が農地ではないと思っていても、登記上の地目が「田」や「畑」である場合も同様に手続きが必要です。

優良農地を守るため、農業委員会において定められた許可基準に照らして、転用許可できるかどうか公正に審査します。

転用の手続きを行わずに農地転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合などは、「違反転用」となり、農地法に違反することになります。

Q 違反転用するとどうなるの？

A 違反転用が確認された場合、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合、違反転用者には厳しい措置が取られ、罰則（個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金）が適用されることでもありますのでご注意ください。農地転用の許可申請の受付は、農業委員会事務局で行っています。転用についての手続きや疑問は、農業委員会事務局にご相談ください。

令和7年度 蔵王町農業作業料金・労働賃金の標準額

令和7年度の農業作業料金並びに労働賃金の標準額について、関係者及び関係機関団体と協議のうえ、下記のとおり設定しました。農作業の受委託をする際の目安としてご利用ください。

区分	作 業 名	摘 要	単位	標準額（うち消費税等）円	備 考					
水田作業	耕 起	ロータリー	10a	⑩ 6,380 (580)	⑩10a未満のほ場					
				○ 6,160 (560)	○10a以上～30a未満のほ場					
				③〇 5,830 (530)	③〇30a以上のほ場					
	耘 代 か き	プラウ	10a	6,600 (600)						
				⑩ 6,600 (600)						
				○ 6,380 (580)						
	③〇 6,050 (550)									
	田 植 え	機械植え	苗 別	10a	⑩ 9,900 (900)	側条施肥を行う場合は1,100(100)円増しとし、40kgを超える場合は220(20)円増しとする。(肥料代は除く。)				
					○ 8,800 (800)					
					③〇 7,040 (640)					
		畦畔作り		10m	550 (50)	片側のみ				
	防 除	薬剤散布		10a	880 (80)	薬品代(除草剤散布も含む。)は除く。				
					ブームスプレーヤ				5,500 (500)	
					農業用ドローン				1,320 (120)	
					モーターボート				1,320 (120)	
		肥料散布	水稲に限る	10a	1,100 (100)	肥料代は除く。				
		自走脱穀料		10a	9,020 (820)					
		収穫・乾燥・調整	調 製	乾燥調製	60kg	水稲調製のみ	60kg	990 (90)		
						,	1,230 (111)	半乾	水分	15.1% ～ 16.0%
							1,368 (124)	"	16.1% ～ 18.0%	
							1,716 (156)	"	18.1% ～ 20.0%	
	2,311 (210)						生粳	"	20.1% ～ 25.0%	
	2,887 (262)						"	25.1% ～ 30.0%		
	③〇 3,175 (288)					"	30.1%以上			
色彩選別	30kg	330 (30)	選別作業を一連作業で行う場合。							
		550 (50)	選別作業のみ行う場合。(持込み)							
稲収穫一貫作業	コンバイン(カッタドロツパ)	10a	⑩ 37,730 (3,430)	刈 取 運 搬 乾 燥 調 製 運 搬 出 荷	倒伏状態の場合。					
			○ 36,740 (3,340)		70%以上	11,000(1,000)円増し				
			③〇 33,110 (3,010)							
			⑩ 41,030 (3,730)		50～70%	5,500(500)円増し				
			○ 40,040 (3,640)							
			③〇 36,410 (3,310)		20～50%	3,300(300)円増し				
畑作業	耕 起	ロータリー	10a	5,940 (540)	平坦地を基準とする。					
				プラウ(一連)				7,920 (720)		
				プラウ(二連)				6,270 (570)		
	薬剤散布	ブームスプレーヤ	10a	4,400 (400)	薬品代(除草剤散布も含む。)は除く。					
	堆肥散布	マニユアスプレッダ	10a	3,630 (330)	堆肥代は除く。					
	果樹剪定		1日	13,000 (-)	電動式持込の場合、それ以外は双方協議する。					
				8,000 (-)	作業の難易、受託者の熟練度や経験等を考慮し、労使双方で協議のうえ決定してください。					
その他	一般農作業		1日	8,000 (-)						
	草刈作業	刈 払 機	1時間	1,650 (150)	機械、燃料持込、刈り倒し					
		畦草刈機	1時間	3,300 (300)	機械、燃料持込					
		自走草刈機	1時間	5,775 (525)	機械、燃料持込、刈幅150cm					

注意事項

- (1) この農作業賃金標準額表の金額は、消費税等込みの総額表示です。
- (2) 課税売上高（農作業受託料金を含む）が、1,000万円以上ある方は、消費税の課税事業者になります。
- (3) ほ場等の条件で、農作業の能率に著しい差異がある場合は、両者で協議のうえ決定してください。
- (4) 1日の労働時間は8時間とし、8時間を超す場合は、両者で協議のうえ決定してください。
- (5) 上記の金額は、あくまでも目安です。両者で話し合ってから作業を受委託してください。

☆ 農作業受委託は、お互いの信頼関係が大切です！ 信頼関係を築いて行いましょう ☆

大河原農業改良普及センター・みやぎ仙南農業協同組合・蔵王町農林観光課・蔵王町農業委員会

蔵王町農地賃借料情報

農地法第52条に基づく賃借料情報(令和6年1月から12月までに締結されたもの)をお知らせします。契約の際には、ほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い、賃借料を決めてください。

令和7年1月公表

蔵王町農業委員会

1. 田(水稻)の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	218	8,400	16,000	3,081	36	0

地区名	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
曲 竹	13	9,400	9,400	9,400	—	0
矢 附	40	13,400	18,800	8,576	14	0
塩 沢	13	10,000	12,474	8,576	—	0
円 田	49	11,200	18,800	3,942	3	0
平 沢	19	9,100	15,661	8,682	1	0
小村崎	15	16,100	22,733	9,084	—	0
宮	69	9,000	16,007	3,081	18	0

2. 畑の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	26	6,500	13,196	3,351	30	0

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。(地区ごとの全データによる平均額の170%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引であるとして集計から除外しています) また、地区ごとのデータ数が5件に満たない場合は、信頼性のある平均値が算出できないため、掲載しておりません。
(遠刈田) 賃借料は近隣地区の平均等を参考にしてください。
- * 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり18,800円(令和6年産米概算金)に換算しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 「田(水稻)の部」の「(参考) 町全域」の平均額は、地区ごとの平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。賃借料0円のデータは含まれていません。
- * 5 「畑の部」は、地区単位ではデータ数が少ないため、町内全域で一括して算出しています。
- * 6 「無償による賃貸借データ数」の欄には、賃借料を0円(使用貸借)で契約したものの筆数を参考までに示しています。

農業委員会 活動紹介



11月15日、第9回宮城県農業委員会大会が名取市文化会館にて開催され、14名の農業委員・農地利用最適化推進委員が出席しました。基盤法改正の内容についての説明を受け、地域計画の策定に向けた農業委員会の役割、どのように取り組んでいけば良いか、また策定後の役割などについて学びを深めました。今後の農業委員会活動に役立てて参ります。

宮城県農業委員会大会表彰の農業新聞の普及部数部門において宮城県農業会議会長表彰を受賞しました。この賞は、令和5年度末時点において、農業委員及び最適化推進委員全員が農業新聞を購読している宮城県の農業委員会の中で、委員1人当たりの農業新聞普及部数が最上位の農業委員会に贈られるものです。今後も地域農業の大事な情報源である農業新聞の購読を通して、委員自身の農業に関する知識を深め、農業委員会活動に取り組んで参ります。



9月3日、令和6年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が行われました。今後の農業をどのようにしていかに魅力的なものにしていくか、農業を通してどのように豊かさを追求していくかということについて講演がありました。また、移住後に新規就農した農業者の方々の事例発表があり、地域に溶け込み地域農業を盛り上げていることが大変素晴らしく、地域全体で農業を盛り上げていくことが大切であると感じました。

農業新聞を購読しませんか



国の農業情報はもちろんのこと
地域に特化した記事も多数あります。
ぜひ、ご購入ください。

毎週金曜日発行
購読料 月700円
(送料、消費税込)

全国農業新聞に関するお問い合わせは、
蔵王町役場農業委員会まで

農業者年金に加入しませんか 農業者年金で豊かな老後生活を送りましょう

【農業者年金の6つのメリット】

- ① 農業に年間60日以上従事する国民年金第1号被保険者は、加入することができます(60歳未満に限る。ただし、国民年金の任意加入者は65歳未満まで加入可能)
- ② 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- ③ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められ、加入後いつでも見直すことができます
- ④ 終身年金で80歳前に亡くなられても死亡一時金があります
- ⑤ 税制面で大きな優遇措置があります
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります



詳しくは農業委員会・JAまたは農業者年金基金にお問い合わせください